

学 生 各 位

学生センター長

授業料の徴収猶予申請受付

2020年度前期分について、下記のとおり実施しますので希望者は申請手続きを行って下さい。

記

○対象者

経済的な理由により、授業料納付期限までに納付困難な者

(注意)

- ・受講申請をしていない者及び研究生・科目等履修生は申請出来ません。
- ・国の「高等教育の修学支援新制度」を2020年4月に在学申請する者及び、「大阪府による授業料等支援制度」に申請する者は申請する必要はございません。

○猶予する期間

2020年8月13日(木)まで

○申請書の交付及び受付日時

	期 間	場 所
配付及び 受 付	配付期間： 2020年3月16日(月)～4月17日(金) [申請書は、学生ポータルの3月16日付け徴収猶予に関するお知らせに添付してありますので各自ダウンロードしてください(学生課等でも配付可能です)] 受付期間：(書類を提出してください) 2020年4月1日(水)～4月17日(金) 午前10時00分～午後4時30分 (土、日を除く)	中百舌鳥キャンパス 学生課学務グループ 徴収猶予担当 A3棟1階3番窓口 羽曳野キャンパス 学生グループ授業料減免担当 学生グループ(L棟 1階) りんくうキャンパス りんくう事務所 学生・教務担当 I-site なんば事務室

授業料の徴収猶予についての詳細は、大学ホームページの下記を参照してください
 (リンク先：「教育・学生生活・就職支援」の「経済支援」の「授業料の徴収猶予」)

【問い合わせ先】 中百舌鳥キャンパス学生課 072-254-8415(内線:2165)
 羽曳野キャンパス学生グループ 072-950-2940(内線:1532)
 りんくうキャンパス学生・教務担当 072-463-5763(内線:2107)
 (I-site なんばの学生は、中百舌鳥キャンパス学生課へ連絡してください。)